

# 第 3 回座間味村議会定例会

## 第 2 日 目

9 月 22 日

平成23年第3回座間味村議会定例会会議録

|  |             |                          |               |         |
|--|-------------|--------------------------|---------------|---------|
| 招 集 年 月 日                                    | 平成23年9月22日  |                          |               |         |
| 招 集 場 所                                      | 座間味村議会議場    |                          |               |         |
| 開 閉 会 等<br>日 時 宣 告                           | 開 議         | 平成23年9月22日 午前10時00分 議長宣言 |               |         |
|  | 閉 会         | 平成23年9月22日 午後2時00分 議長宣言  |               |         |
| 出 席 議 員<br>(応 招)                             | 議 席 号       | 氏 名                      | 議 席 号         | 氏 名     |
|  | 1 番         | 大 城 晃                    | 6 番           | 宮 里 清之助 |
|  | 2 番         | 金 城 勝 英                  | 7 番           | 宮 里 祐 司 |
|  | 3 番         | 金 城 善 昇                  | 8 番           | 中 村 秀 克 |
|  | 5 番         | 金 城 弘 昭                  |               |         |
| 欠 席 議 員<br>(不 応 招)                           | 議 席 号       | 氏 名                      | 議 席 号         | 氏 名     |
|  |             |                          |               |         |
|  |             |                          |               |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                                | 1 番         | 大 城 晃                    | 2 番           | 金 城 勝 英 |
| 職務のため議場に出<br>席した者                            | 事 務 局 長     | 宮 城 武                    | 臨 時 書 記       |         |
|  | 村 長         | 宮 里 哲                    | 産 業 振 興 課 長   | 金 城 英 幸 |
| 地方自治法第121条<br>により説明のため議<br>場に出席した者の職<br>及び氏名 | 教 育 長       | 仲 地 勇                    | 産 業 振 興 課 参 事 | 宮 平 優   |
|  | 政 策 調 整 監   | 垣 花 健                    | 会 計 課 長       | 金 城 英 隆 |
|  | 総 務 課 長     | 大 城 直 人                  | 教 育 課 長       | 宮 村 英 美 |
|  | 住 民 課 長     | 宮 平 真由美                  |               |         |
|  | 公 営 企 業 課 長 | 野 崎 康                    |               |         |

## 平成23年第3回座間味村議会定例会議事日程（第2号）

（平成23年9月22日午前10時00分開議）

| 日 程 | 議 案 番 号     | 件 名  |
|-----|-------------|--|
| 1   |             | 会議録署名議員の指名                                     |
| 2   | 報 告 第 4 号   | 財政健全化計画書の平成22年度実施状況報告について                      |
| 3   | 報 告 第 5 号   | 平成22年度健全化判断比率の報告について                           |
| 4   | 報 告 第 6 号   | 平成22年度資金不足比率の報告について                            |
| 5   | 報 告 第 7 号   | 地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について                    |
| 6   | 議 案 第 2 4 号 | 専決処分の承認について（座間味村表彰条例の一部を改正する条例）                |
| 7   |             | 提出議案の説明について（議案第25号～議案第28号まで）                   |
| 8   | 議 案 第 2 5 号 | 平成23年度座間味村一般会計補正予算（第3号）について                    |
| 9   | 議 案 第 2 6 号 | 平成23年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について            |
| 10  | 議 案 第 2 7 号 | 平成23年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）について                |
| 11  | 議 案 第 2 8 号 | 平成23年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について              |
| 12  |             | 提出議案の説明について（議案第29号～議案第34号まで）                   |
| 13  | 議 案 第 2 9 号 | 座間味村暴力団排除条例の制定について                             |
| 14  | 議 案 第 3 0 号 | 座間味村税条例等の一部を改正する条例について                         |
| 15  | 議 案 第 3 1 号 | 座間味村農村広場・公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について         |
| 16  | 議 案 第 3 2 号 | 座間味村有償バス運行条例の一部改正について                          |
| 17  | 議 案 第 3 3 号 | 座間味村の公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について               |
| 18  | 議 案 第 3 4 号 | 沖縄県町村土地開発公社定款の一部変更について議会の議決を求める件について           |
| 19  | 推 薦 第 1 号   | 座間味村農業委員の推薦について                                |
| 20  | 発 議 第 6 号   | 米国上院軍事委員長等の普天間基地「嘉手納統合案」提言に抗議し、その撤回を求める意見書について |
| 21  | 発 議 第 7 号   | 米軍基地普天間飛行場への垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイ配備に反対する意見書について   |
| 22  | 発 議 第 8 号   | 不発弾処理等に関する意見書について                              |
| 23  | 発 議 第 9 号   | 燃油税制にかかる特別措置に関する特別決議について                       |
| 24  | 発 議 第 1 0 号 | 県産品優先使用に関する決議について                              |

○ 議長（中村秀克）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番 大城 晃議員及び2番 金城勝英議員を指名いたします。

日程第2．報告第4号 財政健全化計画の平成22年度実施状況報告についてから、日程第5．報告第7号 地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況についてまでを一括報告といたします。

本案について、報告の説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

報告第4号

財政健全化計画の平成22年度実施状況報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第6条第1項の規定により、財政健全化計画の実施状況を次のとおり報告する。

平成23年9月21日提出

座間味村長 宮 里 哲

報告第5号

平成22年度健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成22年度健全化判断比率について、別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

平成23年9月21日提出

座間味村長 宮 里 哲

健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19法律第94号）第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率

（単位：％）

|         | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---------|--------|----------|---------|--------|
| 健全化判断比率 | —      | —        | 25.3    | 140.5  |
| 早期健全化基準 | 15.00  | 20.00    | 25.0    | 350.0  |
| 財政再生基準  | 20.00  | 40.00    | 35.0    |        |

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを表す。

報告第6号

平成22年度資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年度法律第94号）第22条第1項の規定により、平成22年度資金不足比率について、別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

平成23年9月21日提出

座間味村長 宮里 哲

資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づく資金不足比率

（単位：％）

| 会計区分         | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|--------------|--------|---------|
| 簡易水道事業特別会計   | —      | 20.0    |
| 航路事業特別会計     | 9.0    |         |
| 下水道事業特別会計    | —      |         |
| 漁業集落排水事業特別会計 | —      |         |
| 農業集落排水事業特別会計 | —      |         |

備考 各会計の資金不足比率の欄において、「—」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。

地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人（株式会社二一・ごまみ）の経営状況を次のとおり報告する。

平成23年9月21日提出

座間味村長 宮里 哲

なお、内容につきましては、せんだって行われました全員協議会の中で説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。以上です。

○ 議長（中村秀克）

これで報告の説明を終わります。

日程第6. 議案第24号 専決処分の承認について（座間味村表彰条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

議案第24号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

- 1 専決処分した内容 座間味村表彰条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成23年7月4日
- 4 専決処分の理由 功労対象者について、村立学校長及び村の職にある者を削除し、広く本村に功労顕著の者に改める必要がある。

平成23年9月21日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

座間味村表彰条例の一部を改正する条例について、専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

平成23年7月4日

座間味村長 宮 里 哲

### 座間味村表彰条例の一部を改正する条例

平成23年7月4日

条例第5号

座間味村表彰条例（昭和60年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号及び第5号を削る。

第3条第1項第6号を第4号とし、次に改める。

（4）本村の振興や産業発展に功労のあった者

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

以上です。よろしくお願いたします。

#### ○ 議長（中村秀克）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

6番 宮里清之助議員。

#### ○ 6番（宮里清之助議員）

全員協議会の中でも説明がありましたが、今回、表彰条例の改正ということで上がっていますけれども、実際に今回対象者がいて、表彰条例を変えて村で表彰する形になっていますけれども、一連の動きからして、これは行政が行う行為として公平性があるのかどうかというのに非常に疑問を持っている方も多くて、私も思っています、表彰者に対しては別に異議はないんだけど、これを地域でお祝いをするのは全然問題ないんですけど、行政が今回みたいな形で前面に出てやることに対してちょっと違和感を感じておりまして、これは専決でやっていますけれども、こういった公平性の部分を担保する意味でも専決をとらずにやってほしかったと。終わったことですが。逆に言えば、ほかにもこういった事例が通るのであれば、表彰すべき人たちもいるだろうと。この公平性という意味から、行政が行う行為としてどうそれを担保していくかというものについて疑問に思っているんですけども、そこら辺をどのようにされるか。

#### ○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

#### ○ 総務課長（大城直人）

全協でもお答えしましたが、過去に表彰されるべき人、もしくは村で地域住民一体となってお祝いをするべき人たちがいるということは承知しております。公平か否かといったときに、過去の人たちが1人やなかった、2人目やなかった、そういう連鎖反応を断ち切るために今回からやりましょうということでこの条例の改正もし、恒彦先生の祝賀会もやるという。これからは必要な方については可能な限りやっていくということです。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

今回あるからではなくて、次回から後追いでそうしましょうであったらまだ話はわかりやすいですね。ほかの件もそうなんだけれども、事後処理みたいな形でのやり方で今回から、なぜ今回からなのか。今回の反省を踏まえて次回からそうしましょうであったらわかりやすいですね。ところが今回に間に合わせるという形でこういう条例改正のようなやり方は、自己都合というかそういった行政行為というのが最近結構目についている気がしまして、こういったものについてはなるべく専決処分ではなくて、次回からやるのであれば専決でいいけれども、間に合わせ的な形で専決処分条例を変えるというのは、現行の条例に照らし合わせて今起きている問題に対処していくのが、目先の問題として行政行為として正しくないか。それがカバーできないのであれば、次回からそういった理由で条例を改正をしていくと、そういうのが正しいやり方ではないかと思っています。実はこの間の農業委員会の件に関しても、選挙が終わってから規約の改正などという話が出てきたりして、そこら辺もやり方が手続的にもおかしいだろうと私は思っているんですけども。一応、これは終わったことですけども、今後それだけの理由で通るのかどうか。

今回条例を変えて、表彰式に当たるという理由をもう一度明確に。行政総出で表彰しないといけないという、これまではしなかったけれども、今回するという明確な理由をお聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

恒彦先生の祝賀会の経緯から申しますと、まず那覇市で出版祝賀会という形で郷友会主催の祝賀会がありました。これは御存じのように、先生が執筆されて何十何冊というかなりの本を出版されたそのお祝いでございます。そして震災があつて春の叙勲がおくれていました。その後、叙勲の結果が伝わって、それじゃあ村でも先生の叙勲の歓迎会をしましょうということで実行委員会方式です、行政が全面ではございません。村議会も教育委員会も村も、そして各種団体も構成メンバーになって実行委員会で祝賀会をやっております。その後、行政手続として村表彰条例をやろうとしたときに、問題があるので改正をしたということです。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

確かに私も実行委員に入って実行委員会の中身を見ていますけれども、地域でやるという話がある日突然変わったんです。日があけてみたら村長名でいろんな文書が出て、それから一気にいったんです。最後まで実行委員に任せればいいのに、途中から行政が出てきたんです、いきさつは。だからそれがなぜそうなったかというのが非常に不思議でたまらなくて、地域でやるという前提のもとで祝賀会を始めたはずなのに、確かに段取りが悪くて学校側も子供たちも期末テストと重なって協力できないという話があつて、婦人会のあいさつも段取りが悪くてどうしようかという話になったんですよ。結局そういったいきさつがあつて、急に村長名で文書が流れてきてやるという話になってきたんですけども、そこら辺、もうちょっと自重して地域



に任せるなら任せるで、行政が出る必要は何もなかったと思うんだけど、村長名で鶴の一声で一気にいったんです。その後からこういう条例変更、このいきさつ、やってしまったことはあれですけども、手続のやり方について、もうちょっと自重した形での進め方をぜひ今後していただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑はありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号 専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第24号 専決処分の承認については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第25号から議案第28号までの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

議案第25号

平成23年度座間味村一般会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成23年9月21日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成23年度座間味村一般会計補正予算（第3号）

平成23年度座間味村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,097千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,348,887千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成23年9月21日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

| 款        | 項       | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|----------|---------|-----------|--------|-----------|
| 9 地方交付税  |         | 794,353   | 7,854  | 802,207   |
|          | 1 地方交付税 | 794,353   | 7,854  | 802,207   |
| 12 国庫支出金 |         | 79,400    | 16,970 | 96,370    |
|          | 1 国庫補助金 | 57,965    | 16,970 | 74,935    |
| 13 県支出金  |         | 75,465    | 304    | 75,769    |
|          | 2 県補助金  | 28,712    | 184    | 28,896    |
|          | 3 県委託金  | 35,317    | 120    | 35,437    |
| 16 繰入金   |         | 108,334   | 3,460  | 111,794   |
|          | 2 基金繰入金 | 108,333   | 3,460  | 111,793   |
| 19 村債    |         | 98,300    | △7,491 | 90,809    |
|          | 1 村債    | 98,300    | △7,491 | 90,809    |
| 歳入合計     |         | 1,327,790 | 21,097 | 1,348,887 |

歳出

(単位：千円)

| 款       | 項       | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|---------|---------|---------|-------|---------|
| 1 議会費   |         | 39,788  | 1,166 | 40,954  |
|         | 1 議会費   | 39,788  | 1,166 | 40,954  |
| 2 総務費   |         | 185,125 | 7,760 | 192,885 |
|         | 1 総務管理費 | 152,309 | 7,760 | 160,069 |
| 3 民生費   |         | 139,611 | 3,140 | 142,751 |
|         | 1 社会福祉費 | 117,369 | 3,140 | 120,509 |
| 4 衛生費   |         | 111,843 | 595   | 112,438 |
|         | 1 保健衛生費 | 77,106  | △101  | 77,005  |
|         | 2 清掃費   | 34,737  | 696   | 35,433  |
| 6 農林水産費 |         | 64,192  | 62    | 64,254  |
|         | 1 農業費   | 14,654  | 62    | 14,716  |
| 7 商工費   |         | 39,311  | 1,200 | 40,511  |
|         | 1 商工費   | 39,311  | 1,200 | 40,511  |

| 款      | 項         | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|--------|-----------|-----------|--------|-----------|
| 8 土木費  |           | 115,805   | 3,371  | 119,176   |
|        | 2 道路橋りょう費 | 21,782    | 941    | 22,723    |
|        | 3 河川費     | 9,099     | 120    | 9,219     |
|        | 4 港湾費     | 3,592     | 1,575  | 5,167     |
|        | 6 住宅費     | 1,976     | 735    | 2,711     |
| 9 消防費  |           | 5,934     | 1,501  | 7,435     |
|        | 1 消防費     | 5,934     | 1,501  | 7,435     |
| 10 教育費 |           | 325,960   | 2,302  | 328,262   |
|        | 1 教育総務費   | 60,020    | 719    | 60,739    |
|        | 2 小学校費    | 203,512   | 1,103  | 204,615   |
|        | 4 幼稚園費    | 25,247    | 156    | 25,403    |
|        | 5 社会教育費   | 3,549     | 324    | 3,873     |
| 歳出合計   |           | 1,327,790 | 21,097 | 1,348,887 |

第2表 地方債補正

(単位：千円)

| 起債の目的   | 補 正 前        |                    |  |  | 補 正 後        |                    |  |  |
|---------|--------------|--------------------|--|--|--------------|--------------------|--|--|
|         | 限度額          | 起債の方法              | 利 率  | 償還の方法  | 限度額          | 起債の方法              | 利 率  | 償還の方法  |
| 臨時財政対策債 | 千円<br>28,000 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 年6%以内<br>(ただし、利<br>率見直し方式<br>で借り入れる<br>政府資金及び<br>地方公営企業<br>等金融機構、<br>沖縄振興開発<br>金融公庫、縁<br>故(民間)銀<br>行等につい<br>て、利率の見<br>直しを行った<br>後においては<br>当該見直し後<br>の利率) | 借入先の融資条件<br>による。<br>但し、財政等の都<br>合により据置期間又<br>は償還期間を短縮<br>し、若しくは繰上償<br>還又は低金利債に借<br>換することができる。<br>ただし、起債の全<br>部又は一部を翌年度<br>へ繰越して借入する<br>ことができる。 | 千円<br>38,709 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 年6%以内<br>(ただし、利<br>率見直し方式<br>で借り入れる<br>政府資金及び<br>地方公営企業<br>等金融機構、<br>沖縄振興開発<br>金融公庫、縁<br>故(民間)銀<br>行等につい<br>て、利率の見<br>直しを行った<br>後においては<br>当該見直し後<br>の利率) | 借入先の融資条件<br>による。<br>但し、財政等の都<br>合により据置期間又<br>は償還期間を短縮<br>し、若しくは繰上償<br>還又は低金利債に借<br>換することができる。<br>ただし、起債の全<br>部又は一部を翌年度<br>へ繰越して借入する<br>ことができる。 |
| 過疎債     | 67,600       |                    |  |  | 49,400       |                    |  |  |
|         |              |                    |  |  |              |                    |  |  |

議案第26号

平成23年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成23年9月21日提出

座間味村長 宮里 哲

平成23年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度座間味村の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,976千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164,241千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成23年9月21日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

（単位：千円）

| 款          | 項          | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|------------|------------|---------|-------|---------|
| 4 国庫支出金    |            | 55,398  | △203  | 55,195  |
|            | 1 国庫負担金    | 36,717  | △211  | 36,506  |
|            | 2 国庫補助金    | 18,681  | 8     | 18,689  |
| 5 療養給付費交付金 |            | 3,731   | 309   | 4,040   |
|            | 1 療養給付費交付金 | 3,731   | 309   | 4,040   |
| 7 県支出金     |            | 10,039  | △37   | 10,002  |
|            | 2 県補助金     | 9,278   | △37   | 9,241   |
| 11 繰越金     |            | 1       | 5,907 | 5,908   |
|            | 1 繰越金      | 1       | 5,907 | 5,908   |
| 歳入合計       |            | 158,265 | 5,976 | 164,241 |

歳 出

(単位：千円)

| 款           | 項            | 補正前の額   | 補 正 額  | 計       |
|-------------|--------------|---------|--------|---------|
| 2 保 險 給 付 金 |              | 76,890  | 4,086  | 80,976  |
|             | 2 高 額 療 養 費  | 7,909   | 4,086  | 11,995  |
| 3 後期高齢者支援金等 |              | 22,570  | 1,151  | 23,721  |
|             | 1 後期高齢者支援金等  | 22,570  | 1,151  | 23,721  |
| 4 前期高齢者納付金等 |              | 3,177   | 1,970  | 5,147   |
|             | 1 前期高齢者納付金等  | 3,177   | 1,970  | 5,147   |
| 5 老人保健拠出金   |              | 3,076   | △3,072 | 4       |
|             | 1 老人保健拠出金    | 3,076   | △3,072 | 4       |
| 6 介 護 納 付 金 |              | 10,307  | 1,302  | 11,609  |
|             | 1 介 護 納 付 金  | 10,307  | 1,302  | 11,609  |
| 11 諸 支 出 金  |              | 3       | 156    | 159     |
|             | 1 償還金及び還付加算金 | 3       | 156    | 159     |
| 12 予 備 費    |              | 1       | 383    | 384     |
|             | 1 予 備 費      | 1       | 383    | 384     |
| 歳 出 合 計     |              | 158,265 | 5,976  | 164,241 |

議案第27号

平成23年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求めらる。

平成23年9月21日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成23年度座間味村航路事業補正予算（第2号）

平成23年度座間味村の航路事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（一時借入金の補正）

第1条 地方自治法第235条の3第2項の規定により起こすことができる一時借入金の借入最高額に50,000千円追加し、200,000千円と定める。

平成23年9月21日  
座間味村長 宮 里 哲

議案第28号

平成23年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成23年9月21日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成23年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度座間味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ190,128千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成23年9月21日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

（単位：千円）

| 款     | 項     | 補正前の額   | 補正額  | 計       |
|-------|-------|---------|------|---------|
| 3 繰入金 |       | 47,187  | △525 | 46,662  |
|       | 1 繰入金 | 47,187  | △525 | 46,662  |
| 7 繰越金 |       | 1       | 525  | 526     |
|       | 1 繰越金 | 1       | 525  | 526     |
| 歳入合計  |       | 190,128 | 0    | 190,128 |

歳出

（単位：千円）

| 款         | 項     | 補正前の額   | 補正額 | 計       |
|-----------|-------|---------|-----|---------|
| 1 簡易水道事業費 |       | 139,393 | 0   | 139,393 |
|           | 1 営業費 | 139,393 | 0   | 139,393 |
| 歳出合計      |       | 190,128 | 0   | 190,128 |

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第8．議案第25号 平成23年度座間味村一般会計補正予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

きのう決算認定が終わったばかりであれなんですけれども、補正を上げていますけれどもきちんと予算執行できるような補正ですよ。去年も不用額がいろんな決算で出ていますので、お金を確保して、きちんと管理して、補正まで上げているんだからきちんと使い切るようにぜひ努力してください。よろしくお祈いします。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑はありませんか。

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

お伺いします。10ページの上のほうに書いています総務費の総務管理費の中の一般管理費、負担金、補助及び交付金にふるさと納税美化保全活動助成金というのが200万8,000円あります。次のページですけれども、1枚めくって12ページ、7款商工費の3目観光費に賃金と負担金、補助及び交付金でふるさと納税環境保全事業、同じようなものだと思うけれども、下もふるさと納税環境保全助成金、それぞれ60万円あります。これは表現が違うんですけれども、それぞれの中身の説明をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず中身の説明の前に、幸いにも私ども座間味村はふるさと納税の金額が大体250万円程度で推移しています。大変助かっております。これらについては、前年に蓄えられたものを現年に補正で歳出化をして、その目的に合った寄附者の意図するところに充てるということで、まず圧倒的に環境美化の部分で、そういう目的でもって寄附される方が多いので、まずは総務費、一般管理費のふるさと納税美化保全活動助成金を各種団体に助成をしたいと思います。

そして12ページの商工費についても、清掃活動に関するものを企画して、それを歳出化しております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

総務費のものはそれぞれ各区に助成金としてあげるということですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

はい。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監。

○ 政策調整監（垣花 健）

昨年と同じような事業をやっていますけれども、想定しているのは区です。5部落に予算の範囲内で、



主に地域の集落内の美化に使っていただくという意味での助成金です。

あと12ページにある賃金というのは、その他の集落内、住宅街ではないところというのですか、林道とか村道とか、最近では緊急雇用で半分やっちはいるんですけども、それでも足りないところはこの賃金で補うということです。

19節の環境保全というのは、これは主に想定していますのは海域のほうの保全に使っていただけないかということです。ただ、これはどの団体という限定はしないんですけども、海浜の清掃であったり、海の中の掃除であったりというものに使っていただけたらということで計上しております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

主旨からするとすばらしいと思います。昨年度、この助成金が各区に、時間もないまま配られたというのを区長からも聞いているし、一つの区は、もちろん時間がないままで使い道がはっきりしていなくて、もっていないという話もありました。せっかく外のお客様から志があって寄附してもらうわけですから、これは前回も話したんですけども、何とか表示ができる表示板についてはその経費に入っているのかどうかかわからないんですけども、それは村で新たにやるのかどうか。この花は、この木は、この区域の活動はとか、そういった形で表示をしていただいて、お客様が再度訪問されたときに私の寄附した行為がこういったものにつながっているのだと、生かされるんだということをぜひお願いしたい。これがこの助成金の中に含まれているんだとしたら、それはそれでその対象団体に交付する際に説明をしていただきたい。

それから、きのうから話が出ている交付要項とか、そういった事務手続がおくれたために現場がおくれているということがよく聞かれます。先ほどの海浜、海域に手を挙げた団体がいた場合、そういった交付要項がおくれているから、まだできていないからということのないように、早目に現場ができるようお願いしたいと思います。よろしいですか。例のお客様に対する表示はぜひやっていただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

2点ほどお聞きしたいと思います。10ページ、こちらのほうに耐力度調査があるんですけども、調査のつくりかえがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

御存じのように、この庁舎はかなり老朽化して、震災があったときに耐えられない、もちろん耐震基準以前の建物でございますので、役場は常々、災害のときには拠点になるべきところということもありますし、大変危機感を感じて、昨年、座間味校の耐震調査をしています。その予算を参考に今回、耐震をしたいということで計上させていただいています。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

よくわかりました。資金はないと思うんですけども、できるだけ渡嘉敷に負けないように頑張ってください。

それから14ページでございますけれども、学校建設費の中で国庫補助が1,600万円来ているんです

が、そのほうで地方債を1,800万円減にしていますが、これは地方債の前のほうの起債との絡みはないんですか。こちらのほうでやっているんですけども、前のほうの起債の減というのは何もないので、お聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

9ページの総務債、過疎債を充てていました。一番下の002です。国庫の単価が平米当たり16万円から19万円でしたけれども、単価が引き上げられて、国庫の負担額が率ではなくて固定経費で来ますので、ふえました。確定に伴って国庫がふえます。そうすると、過疎債を充てていた部分をその分、ジャストではないんですけども、見合い分を減じて国庫を受け入れると。借金をしないで済むということになります。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

これはよくわかりました。それから要望でございますけれども、ふるさと応援基金というのは、郷友の皆さん方の非常に温かい気持ちでもってこちらのほうに基金を積み立ててあるんですが、この基金の使い道におきまして、やはり何かにはぱっと使って、美化とかいろんなものやってもその名前が消えるんです。だから名前を入れて何か残す方法の固定的なもの、例えば掲示板とかいろんなものが美化の運動としてあるわけです。そこにふるさと応援資金を入れたというようなものをやれば、関心を持ってすぐふえてくるのではないかと思います。それからその基金そのものというの、今、繰り越しが決算を見ますと1億7,000万円あります。これが繰り入れをしないで基金を繰り出すというのももったいないのではないかと思います。これは要望でございます。以上で終わります。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

先ほどのふるさと納税の各区への配布について確認したいんですけども、この制度、去年30万円ずつ配りましたね。多くの区長がその趣旨を理解していないというのが現実です。去年かな、各字の初会とかいろんなのを見たときに、区の会計に上げているところは1区だけ。そのお金の趣旨を理解せず、ほかの3区は使っていると。これが実態ですので、このお金の流れについて、渡す場合に区に対してきちんと指導してほしい。去年は時間がなかったから説明が足りていないんです。そして区の会計にも上がってこない。そして住民もふるさと納税でやった仕事というのをだれも意識していない。だからラベルを張るとかいう以前に、区自体がこれがふるさと納税のお金だということを知らないんです。今年はそういうことがないように、区の初会でもきちんと区の会計に上がってくるような形で予算書等、何に使ったというのをきちんと明記させるようにぜひ指導していただきたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

10ページなんですけど、先ほどと同じふるさと納税のことで、ふるさと納税美化保全活動助成金が200万円あるんですけども、これはどういったものでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

先ほど政策調整監からも説明があったとおり、主に区を想定して助成金を出したいというものでございます。そして美化活動に充ててほしいと。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

観光費の中でもそういう美化活動という意味で環境保全賃金とか助成金があるわけですよね。ということは二重になっているのではないですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まずは一般管理費の19節、これは補助金ですから、団体ですよ。そして先ほど政策調整監からも細かく説明がありました。観光費については、集落内ではないちょっとした林道ですとか、なかなか集落の方々の手の届かないところに私どもが賃金とか、また先ほどありましたような海浜とか海底の清掃とか、手を挙げる団体に負担金と。確かに観光費に入れたり、総務費に入れたりというわかりにくいところがあるんですけども、そういう意図で分けております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

できるだけ1カ所で扱えるようにしたほうがわかりやすくいいと思います。これはわかりました。

あと、その上のほうの委託料、起債システムデータ移行委託とか、一番大きいのは住基システムデータ移行委託433万円とありますけれども、これはどういうものですか。先ほどの10ページです。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの質疑にお答えいたします。実は外国人の法律が変わりまして、来年度から外国人も住民票が発行できるような形になります。それに伴いまして、今年の新年度予算を編成させていただいたんですけども、今使っている住基システムが平成7年に入れたもので、そのまま改修されておられませんので、今回システムの入れかえをしようということでこの金額を計上させていただきました。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

うちの村はこういうシステム改修をしたりするときなどに、ものすごく高額に感じるんです。船の件もあるんですけども。これは何社が見積りして選択はしているんですか。それとも同じところでずっと移行しているんですか。その辺をお伺いいたします。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの質疑にお答えさせていただきます。現在使用しているシステムは平成7年からずっと同じシステム会社だったんですけれども、今回、システム会社を何社か選んで、一番使いやすいところ、また予算が今の予算と比較して余り変わらないところに決定する予定にしております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

こういうシステムというのは後からの追加が結構あるみたいなので、その辺はきちんと考えておりますか。これはいろいろなものを見てみると、システム、これは必要だなと思ったときに、ありませんと。これをやるなら、あと幾ら追加料が出ますよというシステムでどんどんしているんです。ほかの財務システムでもそうなんですけれども、枠一つ変えるのに、システムを変えますから何十万円くださいという、そういうものであったらまずいですから、その辺は皆さんで、使う人たちがきちんと選択してそれをやってください。そうでないと、相手の会社の思惑どおり、字一つ変えるのに、はい、何万円くださいでは通りませんよ。そのたびにこういう補正をしていたら大変な話ですからね。システム会社をもうけさせるために仕事をしているのではないですから、自分たちが仕事をしやすいようにするためですからね。それと、これだけお金をかけてやるわけだから、仕事をきちんとできるようにしてください。間違いやトラブルがあったら機械のせいにならないでください。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑はありますか。

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

最後にあと1点だけ。15ページ、教育委員会です。教育費のほうの文化財保護費、これは高良家の修繕費と書いています。高良家はそもそも国の重要文化財だと伺っておりますけれども、こういったのは県教育委員会の文化課なりからの手当はないんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

お答えします。高良家の修繕費ということで、今回32万4,000円計上しているんですが、これは敷地内にある電柱、これが台風で折れたために今、電気が使えない状況で、その修繕に充てるんですが、この修繕について県のほうにも一応そういう報告をしまして、補助金でできないかどうかという相談をしましたが、100万円以下は単独でやってくれということで、村の単独で計上しております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

休憩をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番 (大城 晃議員)

よくわかりました。ありがとうございました。

○ 議長 (中村秀克)

6 番 宮里清之助議員。

○ 6 番 (宮里清之助議員)

11 ページの畜産費のところでは5万円の獣医師の予算がついていますが、当初予算でも聞いていなかったんですけれども、具体的にどういった形の内容になりますか。教えていただけますか。

○ 議長 (中村秀克)

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長 (金城英幸)

ただいまの御質疑、畜産費の獣医報償費と旅費を計上しておりますが、第一次産業を広げていくために農家の家畜の健康等を管理していくということで一応計上しておりますが、これからですから、何回か獣医師会に依頼をして獣医を派遣してもらって、家畜の健康状況を診断してもらうということで計上してあります。

○ 議長 (中村秀克)

6 番 宮里清之助議員。

○ 6 番 (宮里清之助議員)

実は畜産をやっている方から獣医師の専属というか、頻りに予算を組んでくれないかとの話もあったものですから、この予算で実際、実績としてどのようなサイクルというか、日程で獣医が来られているのか、それも教えてもらえないですか。

○ 議長 (中村秀克)

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長 (金城英幸)

これまで獣医を派遣したという実績等はありません。

○ 議長 (中村秀克)

6 番 宮里清之助議員。

○ 6 番 (宮里清之助議員)

今回、獣医師の報償費と旅費がついているんですけれども、これは何回分で何日という具体的な想定のもとで予算を上げているわけではなくて、とりあえず要望があったから上げているということですか。

○ 議長 (中村秀克)

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長 (金城英幸)

年度もちょうど半年過ぎていきますので、これから2回ほど派遣していただいて家畜の健康管理をすると、見てもらうということで、2回を一応計上しております。

○ 議長 (中村秀克)

6 番 宮里清之助議員。

○ 6 番 (宮里清之助議員)

家畜をたくさん飼っている方は数件なんです。あと、個人的に飼っている牛もいるんですけれども、獣医師が非常に遠いという話があって、相談もできないという話があったものですから、ぜひこの辺、畜産農家を目指す方の要望も聞いて、ほかの市町村では結構専従の獣医師がいたり、頻りに来たりしているんです。

相談しやすいという形がありますので、我が村も予算は厳しいですけれども、なるべくそういった形の環境整備のほうもよろしくをお願いします。以上です。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

12ページの8番の土木費の中の小さい3番で道路新設改良費とあるんですが、説明のほうで子ども手当があるんですが、道路新設改良費と子ども手当とのその辺の内容の関係を教えていただけますか。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

道路新設改良費の職員手当の子ども手当の件なんですけど、これは人事異動に伴ってのものでございます。子ども手当が現予算で不足しておりますので、それで計上してあります。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。次に13ページの11の3非常用食糧費の説明をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

今回、乾パンは硬いので、乾パンに似たパンの缶詰、そして水をそれぞれ地区ごとの住民の5%を確保する形で購入を急いでやろうということで計上しています。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。ありがとうございました。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

14ページですけれども、修繕費、僻地教員宿舎整備費とあるんですけれども、どこの宿舎の修繕があるんですか、教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

これは阿嘉教員住宅の修繕ということで49万1,000円と、それからボイラー取りかえ2台分30万3,000円、合わせて79万4,000円計上しております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

わかりました。あと土木費のほうなんですけど、13ページ、ここも同じように住宅管理費の中で修繕費が入っているんですが、どこの住宅を直す予定になっておりますでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず補正前の額197万6,000円、通常、新しく入居が加わると修繕しますよね。そしてあとはちょっとした修繕、水回りが壊れたということで、大体190万円ぐらいが決算なんです。それで今年は、御存じのように2号、6号、9号、そして今度の10号は被害はなかったんだけど、特に6号でかなりの被害が出て、この予算を前倒して、上半期ではほぼ使い尽くしています。御存じだと思いますけれども、阿嘉でも子供のいる世帯で2階のベランダもまだ直していない部分がございます。ああいうのと下半期の通常修繕を見込んで73万5,000円計上しています。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

子供がいるところだけではないとは思いますが、去年、一昨年からずっとベランダがおかしいということで、ずっと総務課に申し込みをしているけれども、全く修理をしてくれないということで、個人で直している人たちもいるんです。それで後でも壊れていると言うけれども直さないということでかなりの苦情が来ておりますので、絶対直してください。予算だけとって直しませんでしたでは通りませんからね。非常に危険な状態のところがたくさんあるんです。洗濯物を干そうとしてちょっとでももたれかかると、そのまま落ちてしまいますので。1階、2階問わず、そういうものは早目に対応しないと、お金をとって何もしないでは話になりません。そうしますと、家賃の滞納が始まりますからね。家賃の滞納が起こったらどういことになるか、皆さんもよく御存じだと思いますので、その辺は早目早目に対処してください。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑はありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号 平成23年度座間味村一般会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第25号 平成23年度座間味村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第26号 平成23年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題いたします。

これから質疑を行います。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号 平成23年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第26号 平成23年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第27号 平成23年度座間味村航路事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

5,000万円の追加ということなのですが、この根拠、これだけ必要だという根拠を教えてください。

○ 議長(中村秀克)

金城英隆会計課長。

○ 会計課長(金城英隆)

限度額5,000万円増額したんですが、これは一借の限度額になります。今現在、9月現在で5,500万円の借入れがあります。あと来週27日に5,500万円借りる予定で銀行と調整をしておりますけれども、今年度の主キーのエンジンの開放のためにドック費用が3,000万円以上、以前より高くなっております。それと旅客の収入の落ち込み、あと燃料の高騰という、これまでは大体二、三千万円ぐらいの借入れで済んでいたんですけども、これがもう5,000万円、6,000万円と。あと年末に12月だけでも8,000万円ぐらいの借入れが見込みとしては出てきそうな状況になっております。旅客というのは、台風とかいろいろ気象条件の影響を受けますので、きっちりと見込めないわけです。1億5,000万円の枠で設定しておきますと、一借が必要な場合にそれを借りられなくなるということで、今年においては非常にそういう特需な費用があったと。これもずっと補助金交付まで引っ張っていきますので、来年の3月まで引っ張っていくわけです。一月で今七、八千万円と。多い月ではそれぐらいの借入れがあると。あと、それ以外の月でも二、三千万円あるということで、1億5,000万円を超えるおそれも出てきているということで、借入れがスムーズに行くように、1億5,000万円を超えて幾らにするかという設定なんですけれども、何回も補正をやるということで、資金が足りなくなった場合に困りますので、5,000万円程度上乗せをしようということで会計課のほうからお願いをして、今回の補正ということで上程しております。

○ 議長(中村秀克)

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)



今年台風があるということで、一時借入れが多目にあるということで、要するに一時借入れのためということで5,000万円の増額というわけですね。わかりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑はありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号 平成23年度座間味村航路事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第27号 平成23年度座間味村航路事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第28号 平成23年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号 平成23年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第28号 平成23年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

日程第12. 議案第29号から議案第34号までの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

## 議案第29号

### 座間味村暴力団排除条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村暴力団排除条例を制定することについて、議会の議決を求める。

平成23年9月21日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 提案理由

暴力団員による不当な行為が一般の社会生活に不当な影響を及ぼしている現状を踏まえ、村民等の安全かつ平穏な生活を維持し、又は確保するため条例を制定する必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

### 座間味村暴力団排除条例

平成23年9月21日

条例第5号

#### （目 的）

第1条 この条例は、沖縄県内において暴力団員による不当な行為が県民生活に不当な影響を及ぼしている現状を踏まえ、暴力排除活動に関し、座間味村（以下「村」という。）及び村民等の責務を明らかにするとともに、暴力排除活動に関する施策等を定めることにより、村民等の安全かつ平穏な生活を維持し、又は確保することを目的とする。

#### （定 義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- （2）暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- （3）暴力排除活動 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより村民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。
- （4）村民等 村民及び事業者をいう。
- （5）暴力団事務所 暴力団の活動の拠点となる施設又は施設の区画された部分をいう。

#### （基本理念）

第3条 暴力団の排除は、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと、暴力団を利用しないこと及び暴力団と交際しないことを基本とするとともに、暴力団事務所の存在を許さないこととして、地域社会が一体となって推進されなければならない。

#### （村の責務）

第4条 村は、村民等、沖縄県、他の市町村及び暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体と連携

し、及び協力して暴力排除活動に関する施策等を総合的に推進するものとする。

(村民等の責務)

第5条 村民は、村が推進する暴力排除活動に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる不当な影響の排除に取り組むとともに、村が推進する暴力排除活動に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 村民等は、暴力団員による不当な行為に関する情報を得たときは、当該情報を村若しくは警察署又は暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体に提供するよう努めるものとする。

(事務及び事業における措置)

第6条 村は、公共工事その他の村の事務又は事業が、暴力団員による不当な行為を助長することとならないよう、暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者を村が実施する入札に参加させないことその他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。

(公の施設における特例)

第7条 村長又は教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設の利用について、暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者が不当な影響を及ぼすと認めるときは、当該施設の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、当該施設の許可をせず、又は既にした許可の取り消し、又は利用の中止を命ずることができるものとする。

(利益供与の禁止)

第8条 村民等は、その行う活動又は事業に関し、暴力団の威力を利用することにより暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者に対して、金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(情報提供)

第9条 村は、村民等が安心して暴力排除活動に取り組むことができるよう、村民等に対し、情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第10条 村は、暴力排除活動に関し、村民等への知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

(教育)

第11条 村長及び教育委員会は、青少年に対し、暴力団員による不当な行為を受けないようにするための教育、指導その他の必要な活動を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第30号

#### 座間味村税条例等の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村税条例等の一部を改正することについて、議会の議決を求める。

平成23年9月21日提出

座間味村長 宮 里 哲

## 提案理由

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応し、村税の軽減措置を含めた整備を図る必要がある。  
これが、本議案を提出する理由である。

### 座間味村税条例の一部を改正する条例

平成23年9月21日

条例第30号

(座間味村村税条例の一部改正)

第1条 座間味村税条例(昭和58年3月14日条例第1号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第34条の7を次のように改める。

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金額を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第1に掲げるもの

ア 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金

イ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ク 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ケ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

コ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動

に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金を除く。）

(2) 別表第2に掲げる特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額となる。

第36条の2第1項中「第34条の7」を「第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項」に改め、同条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の一項を加える。

6 第23条第1項第1号の者は、第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、村長に提出しなければならない。

第36条の3第2項中「各号に掲げる」を「に規定する」に改める。

第36条の4第1項中「納税義務者のうち」を「納税義務者が」に、「同条第7項若しくは第8項」を「同条第8項若しくは第9項」に、「3万円」を「10万円」に改める。

第53条の10第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第11項」を「第349条の3第12項」に改める。

第65条第1項、第75条第1項及び第88条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第100条の次に次の一条を加える。

（たばこ税に係る不申告に関する過料）

第100条の2 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなく第98条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、村長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第105条の次に次の1条を加える。

（鉦産税に係る不申告に関する過料）

第105条の2 鉦産税の納税者が正当な事由がなく前条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、村長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第107条第1項及び第133条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第139条の2を第139条の2とし、第139条の次に次の1条を加える。

（特別土地保有税に係る不申告に関する過料）

第139条の2 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなく前条第1項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過

料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、村長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

附則第7条の4を次のように改める。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市村民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

附則第8条第1項中「平成24年度」を「平成27年度」に、「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が2千頭以内である場合に限る。）」を「法附則第6条第4項に規定する場合」に、「送達されるとき」を「送達される時」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、「（前年の第33条第1項に規定する総所得金額に係る村民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る村民税の所得割の額を控除した額とする。）」を削り、同条第2項中「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）」を「法附則第6条第5項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「次に掲げる金額」を「法附則第6条第5項各号に掲げる金額」に改め、同項各号を削る。

附則第10条の2第4項中「第31条の規定による認定」を「第7条第1項の登録」に改める。

附則第16条の3第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第16条の4第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第17条第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則

第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第18条第5項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第19条第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第20条の2第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第20条の4第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」と」を削り、同条第5項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による村民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

別表を次のように改める。

| 寄附金の区分               | 控除対象寄附金                  |
|----------------------|--------------------------|
| 第34条の7第1項第1号キに掲げる寄附金 | 社会福祉法人座間味村社会福祉協議会に対する寄附金 |

(座間味村税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 座間味村税条例の一部を改正する条例（平成20年条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第6項中「新条例第34条の7」を「村税条例の一部を改正する条例（平成23年条例第号）による改正後の条例第34条の7」に改め、「同条第1項第12号中「第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業」を「同条第1項第1号コ中「特定非営利活動に関する寄附金」に、「第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第

7号)第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業」を「特定非営利活動に関する寄附金」に改め、「規定する事業」の下に「に関連する寄附金」を加え、同条第10項、第17項及び第22項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

第3条 座間味村税条例の一部を改正する条例(平成22年3月31日条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

附則第2条第6項中「平成25年度」を「平成27年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中村税条例第26条第1項の改正規定、同条例第36条の4第1項の改正規定(「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。)、同条例第53条の10第1項、第65条第1項、第75条第1項及び第88条第1項の改正規定、同条例第100条の次に1条を加える改正規定、同条例第105条の次に1条を加える改正規定、同条例第107条第1項及び第133条第1項の改正規定、同条例第139条の2を第139条の3とし、第139条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第151条第1項の改正規定並びに附則第5条の規定公布の日から起算して2月を経過した日
- (2) 第1条中村税条例第36条の2の改正規定及び同条例第36条の4第1項の改正規定(「同条第7項若しくは第8項」を「同条第8項若しくは第9項」に改める部分に限る。)並びに次条第3項及び第4項の規定 平成24年1月1日
- (3) 第1条中村税条例附則第8条の改正規定及び次条第5項の規定 平成25年1月1日
- (4) 第1条中村税条例附則第10条の2第4項の改正規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成23年法律第32号)の施行の日

(村民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の村税条例(以下「新条例」という。)第34条の7の規定は、村民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金並びに新条例第34条の7第1項各号に掲げる寄附金又は金銭について適用する。

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成23年12月31日までの間における新条例第34条の7の規定の適用については、同条第1項第1号コ中「第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」とあるのは、「第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金」とする。

3 新条例第36条の2の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成23年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 平成24年1月1日から同年3月31日までの間における新条例第36条の2の規定の適用については、同条第1項中「特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動及び同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人」とあるのは、「租税特別措置法第66条の11の2第3項に規定する認定特定非営利活動法人」とする。



5 新条例附則第8条の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、第1条の規定による改正前の村税条例（以下「旧条例」という。）附則第8条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成22年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第4項の規定は、附則第1条第4号に定める日以後に新築される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行の日から同号に定める日の前日までの間に新築された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第15条の8第4項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅については、なお従前の例による。

（座間味村税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 施行日から平成23年12月31日までの間における改正後の村税条例の一部を改正する条例（平成20年条例第8号）附則第2条第6項中「村税条例の一部を改正する条例（平成23年条例第号）による改正後の条例第34条の7」とあるのは「新条例第34条の7」と、「特定非営利活動に関する寄附金」とあるのは「第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業」と、「に規定する事業に関連する寄附金」とあるのは「に規定する事業」とする。

（罰則に関する経過措置）

第5条 この条例（附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる村税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧条例の規定に係る村税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### 議案第31号

#### 座間味村農山村広場・公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村農山村広場・公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求める。

平成23年9月21日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 提案理由

阿嘉ニシハマビーチ公園の位置を表示する番地について、錯誤があったことが判明したこと、また、阿真浜脇公園内の東屋の移設に伴い地番変更があったことから条例の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

## 座間味村農山村広場・公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

平成23年9月21日

条例第7号

座間味村農山村広場・公園の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1阿嘉ニシハマビーチ公園の項位置の欄中「1558-1番地」を「1563番地」に改め、「1564番地」を「1588-1番地」に改める。

同表第1阿真浜脇公園（東屋）の項位置の欄中「座間味村字阿真512-1番地をへて同字531番地に至る」を「座間味村字阿真531番地」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

### 議案第32号

#### 座間味村有償バス運行条例の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村有償バス運行条例の一部を改正することについて、議会の議決を求める。

平成23年9月21日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 提案理由

高齢者のバス料金負担を免除することにより、高齢者が地域間の移動手段として利用していただき、診療所受診を容易にし、また、地域行事等に積極的に参加してもらうため、本条例の一部を改正する必要がある。これが、本議案を提案する理由である。

#### 座間味村有償バス運行条例の一部を改正する条例

平成23年9月21日

条例第8号

座間味村有償バス運行条例（平成22年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第4号を第5条第1項第5号とし、「利用するものは無賃とする。」を「利用する者は、免除

する。」に改める。

第5条第1項第3号の次に、次の条文を追加する。

(4) 高齢者医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第52条の規定に該当する者は、免除する。

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

### 議案第33号

#### 座間味村の公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について

座間味村の公平委員会の事務の委託に関する次の規約を定める協議をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求める。

平成23年9月21日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 提案理由

座間味村の公平委員会の事務の委託を行うことについて、沖縄県と協議するには、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提案する理由である。

#### 座間味村と沖縄県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき座間味村（下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を沖縄県（以下「乙」という。）に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の条例、規則及び人事委員会規則その他の規定の定めるところによる。

(経 費)

第3条 委託事務を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

## 議案第34号

### 沖縄県町村土地開発公社定款の一部変更についての議会の議決を求める件

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第14条第2項の規定により、別紙のとおり沖縄県町村土地開発公社定款の一部変更について議会の議決を求める。

平成23年9月21日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 変更の理由

公益法人制度改革に伴う民法の一部改正に伴い、関係条文を整理するため、沖縄県町村土地開発公社定款を改正する。

これが、本議案を提案する理由である。

#### 沖縄県町村土地開発公社定款の一部を変更する定款

沖縄県町村土地開発公社定款（昭和49年県指令総第136号認可）の一部を次のとおり変更する。

第7条第4項中「民法第59条」を「公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「法」という。）第16条第8項」に改める。

第21条第1項第1号イ中「公有地の拡大の推進に関する法律」を、「法」に改める。

#### 附 則

この定款の変更は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いたします。

#### ○ 議長（中村秀克）

これで提案理由の説明を終わります。

日程第13. 議案第29号 座間味村暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

3番 金城善昇議員。

#### ○ 3番（金城善昇議員）

これまで暴力団排除条例がなかったことが、逆に言えば沖縄県はおくれているなというのがあったんですが、やっとこれができました。これに対しては非常にいいのでありますけれども、村長にお願いしたいのは、暴力団以外の方が暴力団より怖い状態になっているので、早く防止条例等を含めた形で条例制定を急いでほしい。はっきり言って当村には今のところ暴力団というところも事務所も何もないんですけども、これは何年か前に西浜に通称テキ屋と言われる人たちが入ってきたりとかしていましたので、これがあれば非常に簡単に排除できるんですが、その団体に属さない人たちの迷惑行為というのが非常に大きいので、その辺も含めた条例づくりを、もっと現実に沿ったものをつくってほしいと思いますので、よろしくお願いたします。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑はありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号 座間味村暴力団排除条例の制定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第29号 座間味村暴力団排除条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○ 議長（中村秀克）

日程第14. 議案第30号 座間味村税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 座間味村税条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第30号 座間味村税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第31号 座間味村農山村広場・公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

この条例変更、錯誤があるということでの条例変更なんですけれども、今ニシハマビーチで現実に何が起きているかということを確認したいんですけれども、コテージの使用の契約から始まりまして、結構ごたごたがずっと続いています。その一環で見ますと、今回の条例は確かに錯誤ということが出ていますけれども、一見するとその土地を外すための条例変更にとられかねないと全協の場でも言いました。それで、この

錯誤というものの客観性は非常に難しいんです。どう間違っただか、いろんな解釈ができます。そういうこともありまして、今農山村公園は具体的にどういう地域なのか、再度確認する意味で整理したいんですけども、国定公園の話、今回の農山村公園、それから農地、雑種地、あの土地近辺がどのような状況なのか詳しくわかりませんので教えていただけませんか。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの御質疑、西浜地区の農山村広場・公園整備地のことをお聞きしていると思いますが、その周辺は自然公園法特別地域の第3種地域になっています。あと、その周辺はほとんど農振地域に指定して農地になっております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

この第3種地域であるということと農振地域である、その利用に関しては農業委員会なり、県知事の許可なりという形になりますよね。今現在、そちらからの建築申請が上がっているという話を聞いていますけれども、それは事実でしょうか。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

工作物の許可申請ということで、村のほうには上がっております。この申請書は村を經由して県に提出するものであります。村からは意見書をつけて進達という形になります。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

そこを資材置場として農業委員会が認めたという形から始まりまして、今回、地目変更もされたのか。これは一連の事務手続上やっていて、今回この条例が間違っただという形で、その該当する条例を外した形での条例変更、偶然かもしれませんが、なってしまうんです。これはもう少し慎重に、係争と言いますか、いろんなトラブルがある土地ですので、先ほども言いましたけれども、条例を合やすのではなくて、まずこの条例に基づいた形で、物事を解決した、クリアにした段階でやるんだしたらまだわかるんですけども、このやり方だと、実態は違っていても。ただ、簡単に条例が間違っていました、錯誤でしただという形でこういうやり方をすると、ほかの土地も全部、何でこっちはできて、こっちはできないのかという話になりますよね。地域秩序といいますか、もともとその農山村公園、それから海浜の利用、そこら辺についてのルールが全然できていないから、農業委員会という別組織で意見書が出て県知事に上がっていくという形になってきますと、今回の最初の段階から認識がきちんと共有されているかどうかというのに非常に疑問がありまして、今回、この条例案については、我々も一つのチェック機能として、簡単に一部変更でのやり方はますます問題をこじらせるのではないかという気がしています。そもそもこの錯誤という1558番地と1588番地が違っていたという客観性、説明する側はそう言っていますけれども、非常に納得しがたい。なぜかという、こういう地域で問題になっていることが起こっているために、どうしてもこの土地を外すための条例変更には見えません。実際、それが事実であろうと。そこら辺について全員協議会でも言いましたけれども、この錯誤の客観性、それと全員協議会で総務課長が、地番の大きい順から低い順にいく

ということはあると。公道に近い順からいく場合もありますよと言うけれども、公道に近いのは、この現状からいくと数字の小さいほうなんです。だからその説明もおかしい。西に近いのは1563番地から、遠いのは1588番地なんです。だからそういう説明も数字が逆に大きい数字から上がっていく条例というのは余りないですよ。こういった直し方。直すなら全部直すか、本当に錯誤なのかどうなのか疑わしいと思っていますけれども、この客観性について再度説明願えますか。錯誤であるという客観性ですね。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

今、西浜の施設問題で法務局に登録されている構図等も調べております。そういう中から、条例の場合では第2条関係なんです、その2条関係の位置を示してある地番、1558の1という地番がその構図上には出てこない。存在しないということから、詳細にいろいろ調べたところ、条例上は1558の1から1564番地となっていましたので、今回は施設が整備された地番内、それは今4筆ありますが、4筆の中で1588の1ということになっていましたので、今回この地番の修正ということにしてあります。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

あの展望台というのはふるさと創生資金でつくったものでつくったものでしたか、あれは別ですか。その件とこの農山村公園の話は一つの話、別の話ですか。あそこの一連の施設が絡んでちょっとわかりづらいので。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

農山村広場・公園の整備は農林水産省の補助を受けて整備しているものでございます。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

今度改正される図面を見ると、広場ではないですよ。売店の施設を置いている場所と、後ろは斜面だから、公園整備するときに空間がなくて、改正前のほうがわかりやすいんだけど、いずれにしてもこれは白か黒かという話を言ってもしょうがない話で、はっきり言って疑わしい。その誤解をどう解いていくか、説明できるかと言われたときに、非常に問題があると思っていますので、この事案、後で意見を言いますけれども、非常に問題がある条例改正だと思っています。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑はありませんか。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

これで午前中の審議を終わります。午後は1時30分から再開します。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

午前に引き続き、議案第31号 座間味村農山村広場・公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

（「進行」と言う者あり）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 座間味村農山村広場・公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第31号 座間味村農山村広場・公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第32号 座間味村有償バス運行条例の一部改正についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）



討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 座間味村有償バス運行条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第32号 座間味村有償バス運行条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第33号 座間味村の公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

1番 大城 晃議員。

○ 1番(大城 晃議員)

公平委員会とは何ですか。

○ 議長(中村秀克)

大城直人総務課長。

○ 総務課長(大城直人)

地方自治法、そして地方公務員法で職員の勤務に対する不平不満を聞くというところです。それで復帰特別措置に基づいて市町村は置かないといけないんですが、那覇市とか大きな市はちょっとあれなんですけれども、復帰特別措置で県の人事委員会のほうが町村の事務も委託していたと、受けていたと。復帰特別措置法が切れる平成24年5月15日をもってきちんと地方自治法上の事務の委任をしないとけないということで規約を定めております。以上です。

○ 議長(中村秀克)

1番 大城 晃議員。

○ 1番(大城 晃議員)

わかりました。船のほうで職員の不平不満がたまっているという話をよく耳にするんですけども、それはこの公平委員会にそういったやりとりの委託をするということでしょうか。それとは関係ないですか。

○ 議長(中村秀克)

大城直人総務課長。

○ 総務課長(大城直人)

確かに今、船員の労使交渉を行っているところです。船員組合、海員組合というんですか、そこのほうが我が座間味村の船員を代表する組合になっていますので、そこの交渉になっているので、さすがにプロですので、人事委員なりということをもって不平不満があるという交渉の一文、やりとりはあります。やるかどうかは別としても、そういうふうな訴える場合の機関としてはそこになります。

○ 議長(中村秀克)

1番 大城 晃議員。

○ 1番(大城 晃議員)

わかりました。ついでなんですけれども、その船員との労使交渉というのは、現段階でどうなんでしょうか。

○ 議長(中村秀克)

大城直人総務課長。

○ 総務課長(大城直人)

これまで第6回の労使交渉をやっております。それで、ある一定の成果はあります。平成18年ぐらいからいろいろ混乱はあったようですけども、ある一定の成果はあって、もう少しでできるとは思っています。頑張ります。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

私は以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑はありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号 座間味村の公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第33号 座間味村の公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第34号 沖縄県町村土地開発公社定款の一部変更についての議会の議決を求める件についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号 沖縄県町村土地開発公社定款の一部変更についての議会の議決を求める件についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第34号 沖縄県町村土地開発公社定款の一部変更についての議会の議決を求める件については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩  
再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

日程第19．推薦第1号 座間味村農業委員会の推薦についてを議題といたします。

お諮りします。議会推薦の農業委員は3人とし、金城勝英君、中村吉宏君、宮平譲治君、以上の方を推薦したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議会推薦の農業委員は3人とし、金城勝英君、中村吉宏君、宮平譲治君、以上の方を推薦することに決定しました。

日程第20．発議第6号 米国上院軍事委員長等の普天間基地「嘉手納統合案」提言に抗議し、その撤回を求める意見書についてを議題といたします。

発議第6号は会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第6号は提案理由を省略することに決定いたしました。

発議第6号

平成23年9月22日

座間味村議会

議長 中 村 秀 克 殿

提出者 座間味村議会  
議員 大 城 晃  
賛成者 座間味村議会  
議員 金 城 勝 英

米国上院軍事委員長等の普天間基地「嘉手納統合案」提言に抗議し、  
その撤回を求める意見書

上記の議案（意見書）を別紙のとおり、座間味村議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

米国上院軍事委員長等の普天間基地「嘉手納統合案」提言に抗議し、  
その撤回を求める意見書

米国上院軍事委員会のカール・レビン委員長（民主党）と共和党マケイン筆頭委員ら超党派の議員は、米軍普天間飛行場の移設に関する日米両政府の現行計画は「非現実的で実行不可能、財政負担も不可能」とし

て、嘉手納基地への統合を中心とする新たな移設案の検討を国防総省に要請したことを明らかにした。沖縄県民は、戦後66年余にわたり、米軍関係の事件や事故に悩まされ、特に嘉手納基地周辺住民は、基地から発生する厳しい米軍機の爆音下で、肉体的、精神的な被害を受け、生活環境まで脅かされてきた。

近年の嘉手納基地の運用実態は、常駐機F-15戦闘機等の他に、F-22Aラプター戦闘機やさまざまな外来機が幾度となく飛来し、日米再編協議で合意された負担軽減どころか、異常な基地運用は基地機能の強化であると言わざるを得ない。

よって、本村議会は、村民、県民の生命、財産、安全を守る立場から嘉手納統合案に断固反対し、下記の事項を要請する。

## 記

- 1、普天間飛行場の嘉手納統合案を撤回させること。
- 2、嘉手納基地の機能強化に断固反対すること。
- 3、普天間飛行場の無条件撤回をもとめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

沖縄県座間味村議会

あて先

内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、外務省特命全権大使（沖縄担当）  
沖縄防衛局長

これから質疑を行います。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第6号 米国上院軍事委員長等の普天間基地「嘉手納統合案」提言に抗議し、その撤回を求める意見書についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第6号 米国上院軍事委員長等の普天間基地「嘉手納統合案」提言に抗議し、その撤回を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第21. 発議第7号 米軍基地普天間飛行場への垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイ配備に反対

する意見書についてを議題といたします。

発議第7号は会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第7号は提案理由を省略することに決定いたしました。

発議第7号

平成23年9月22日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会  
議員 金城善昇  
賛成者 座間味村議会  
議員 金城弘昭

米軍基地普天間飛行場への垂直離着陸輸送機MV-22  
オスプレイ配備に反対する意見書

上記の議案(意見書)を別紙のとおり、座間味村議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

米軍基地普天間飛行場への垂直離着陸輸送機MV-22  
オスプレイ配備に反対する意見書

沖縄防衛局は、米国防省の発表を受け、本年6月6日に沖縄県をはじめ、関係自治体に対し、現在普天間飛行場に配備されているCH-46中型輸送ヘリコプター後継機として、垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイを2012年度後半から普天間飛行場に配備する計画であると伝達した。

MV-22オスプレイは、ヘリコプターのように垂直離着陸も、固定翼機のように運航もできる高速強襲輸送機である。しかしその特殊性ゆえに、試作機段階から訓練が、住民の反発で中止した事態も発生している。

そもそも、普天間飛行場の移設問題の本質は、「世界一危険な」同飛行場の早急な危険性除去にある。同計画は、住宅地の中心に存在する世界一危険な普天間飛行場に、墜落死亡事故が多発している危険極まりないオスプレイを配備するものであり、まさに、「危険性の増大」である。県民の生命と人権の軽視であり、怒りを持って同計画を糾弾する。

よって、本村議会は村民、県民の生命、財産、安全を守る立場から、日米両政府に対し、このたびの計画発表に抗議するとともに、下記事項について強く要求する。

## 記

- 1、基地機能強化及び固定化につながるMV-22オスプレイの配備計画を断念すること。
- 2、世界一危険な普天間飛行場を即時閉鎖し、運用を停止すること。
- 3、普天間飛行場の早期返還を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定より意見書を提出する。

平成23年9月22日

沖縄県座間味村議会

あて先

内閣総理大臣、外務大臣、防衛大使、外務省特命全権大使（沖縄担当）  
沖縄防衛局長

これから質疑を行います。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第7号 米軍基地普天間飛行場への垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイ配備に反対する意見書についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第7号 米軍基地普天間飛行場への垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイ配備に反対する意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第22. 発議第8号 不発弾処理等に関する意見書についてを議題といたします。

発議第8号は会議規則第39条第3項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第8号は提案理由を省略することに決定いたしました。

平成23年9月22日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会  
議員 宮里清之助  
賛成者 座間味村議会  
議員 宮里祐司

### 不発弾処理等に関する意見書

上記の議案（意見書）を別紙のとおり、座間味村議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

### 不発弾処理等に関する意見書

戦後66年、沖縄戦の傷跡が未だ残る沖縄県においては、県土に打ち込まれた砲弾は約20万トン以上といわれ、現在においても約2,300トンの不発弾が埋没していると推測される。

一昨年（平成21年）1月に糸満市字小波蔵地内で水道管敷設工事中に、爆発事故が発生し、重機を操縦していた男性が重傷を負い、近くの老人ホームも爆風により窓ガラス等も割れ、施設入所者に負傷者が出た。

この事故を契機に「沖縄県不発弾等対策安全基金条例」が創設されるなど新たな対策が講じられた。

南風原町新川地内で病院建設工事中に米国製の125キロ爆弾が発見された9月4日に同病院敷地内で安全対策を講じた上で、避難区域外への移動が困難な一部重症度の高い入院患者を残したまま新管離脱の処理を無事完了した。南風原町では、患者・入所者を残したままでの不発弾処理を実施するにあたり、国に指示を求め、沖縄総合事務局を初め沖縄県など関係機関で対策協議を行い、実施処理に至った。

今回の不発弾処理については、不発弾処理に伴う移動困難者への対応、避難に伴う交通費や安全対策に係る費用負担の問題など多くの課題が明らかになった。

沖縄県民は、不発弾処理のたびに恐怖に脅え、避難を強いられ、生活・経済活動にも大きな支障をきたし、精神的苦痛、経済的損失は計り知れないものがある。さらに、沖縄には戦後探査されないまま建てられた住宅等が多く、今後、立て替え等が進んでいく中で、地中に潜む不発弾から逃げられないのが現実である。

よって、本村議会は、県民の生命・財産・生活の安全を守る立場から、不発弾処理は国の責任で国が当然として行わなければならない戦後処理事業と位置付け、下記の事項について強く求めるものである。

### 記

- 1、公共、民間工事を問わず、磁気探査を義務化し、探査及び処理に係る費用のすべてを全額国庫負担とすること。
- 2、避難等による住民の経済的損失を補償すること。

- 3、不発弾撤去を加速化する仕組みづくりを早急に図り、実施すること。
- 4、不発弾処理に関する法律を速やかに制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

沖縄県座間味村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、防衛大臣  
沖縄及び北方対策担当大臣

これから質疑を行います。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第8号 不発弾処理等に関する意見書についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第8号 不発弾処理等に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第23. 発議第9号 燃油税制にかかる特別措置に関する特別決議についてを議題といたします。

発議第9号は会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第9号は提案理由を省略することに決定いたしました。

発議第9号

平成23年9月22日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿



提出者 座間味村議会  
議員 大城 晃  
賛成者 座間味村議会  
議員 金城 勝 英

### 燃油税制にかかる特別措置に関する特別決議

上記の議案（決議）を別紙のとおり、座間味村議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

### 燃油税制にかかる特別措置に関する特別決議

漁業においてはコストに占める燃油のウェイトは極めて大きいことから、我が県の漁業は、かねてからの漁価下落に加えて燃油高騰が継続する中、ここ数年で急速に疲弊した。

さらに追い打ちをかけるように今回、東日本大震災の大打撃に加え原発事故の風評被害にも見舞われ、漁業経営はより深刻の度を深めている。

このような中、県民に対する水産物の安定供給とともに、これを不可欠の前提となる漁業者の経営の安定を維持するために、国会及び政府におかれては、漁船用軽油にかかる軽油引取税の免税をはじめとする、以下の燃油税制にかかる特別措置を要望する。

### 記

- 1、漁船に使用する経由にかかる軽油引取税の免税措置について、恒久化すること。
- 2、農林漁業用A重油にかかる石油石炭税の免税・還付措置について、恒久化すること。
- 3、地球温暖化対策税については、漁業者の負担が一切増えることのないよう万全の措置を講じること。特に燃油への課税についてはA重油に限らず、軽油も含めて油種にかかわらず負担増を回避するよう措置すること。

平成23年9月22日

沖縄県座間味村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、総務大臣

これから質疑を行います。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第9号 燃油税制にかかる特別措置に関する特別決議についてを採決いたします。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第9号 燃油税制に係る特別措置に関する特別決議については、原案のとおり可決されました。

日程第24. 発議第10号 県産品優先使用に関する決議についてを議題といたします。

発議第10号は会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第10号は提案理由を省略することに決定いたしました。

発議第10号

平成23年9月22日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会  
議員 金城善昇  
賛成者 座間味村議会  
議員 金城弘昭

#### 県産品優先使用に関する決議

上記の議案(決議)を別紙のとおり、座間味村議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

#### 県産品優先使用に関する決議

県産品奨励運動は、県産品の需要拡大を図ることによって、県内企業の育成強化と雇用拡大を促進し、もって県経済の活性化を推進することを目的として業界、行政及び消費者団体などで進めている事業であります。

現在、本県の高い失業率を引き下げるために、沖縄県を中心に団体、企業、教育機関などが県民一体となって「みんなでグッジョブ運動」に取り組んでおりますが、その各種事業中でも「県産品愛用運動」は重要な位置づけをされております。

県産品の自給率向上が県内の生産と雇用に大きな効果を生み出すことは数度の産業連関に関する調査によって証明されています。したがって、本県の経済を安定させ、自立型経済を確立するためには、地場産業の振興を図ることが最も有効な手段といえます。

つきましては、本県産業の振興及び県経済の自立化を目指して、本村においても、県内企業への優先発注及び県産品、リサイクル製品「ゆいくる材」の優先使用について、意識の高揚を図るとともに、啓蒙啓発に努めるよう決議する。

平成23年9月22日

沖縄県座間味村議会

これから質疑を行います。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第10号 県産品優先使用に関する決議についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第10号 県産品優先使用に関する決議については、原案のとおり可決されました。

これで、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これで会議を閉じます。

これをもって平成23年第3回座間味村議会定例会を閉じます。

閉 会 (午後2時00分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 大 城 晃

署名議員 金 城 勝 英